

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。ViZO 株式会社は、AI 技術を活用し、業種・規模を問わずあらゆるパートナーと連携していく姿勢を重視しています。特に自治体・製造業・医療機関など、情報セキュリティや業務効率が求められる分野において、安心・安全かつ柔軟に利用できる「ローカル生成 AI」を軸とし、パートナーとの技術共有・共創を推進します。また、災害時の事業継続性にも配慮し、ローカル運用に適した製品提供・導入支援を通じてBCP対策にも貢献します。

【個別取組項目】

・企業間の連携

- ① スマートシティ事業、医療・製造分野等における共同開発・検証を通じた共創型パートナーシップの推進
- ② AI 利活用による中小企業の事業承継・業務高度化支援

・IT実装支援

- ① 自治体・製造業・医療分野等におけるローカルAI導入支援
- ② セキュリティ強化、オンプレミス運用に対応する技術支援
- ③ 顧客業務に合わせたAPI連携・データ変換支援

・健康経営

- ① 働き方の柔軟性と心理的安全性を重視した職場環境の整備
- ② 社内外問わずメンタルケアや健康増進を意識した組織運営を継続

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。取引においては、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を尊重し、以下の姿勢で公正な取引を行います。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・取引先との相互信頼を高めるため、導入前後の満足度ヒアリングを実施し、成果や課題を定期的に共有。AI 導入による効果が見込まれる場合は、その成果を可視化し、今後の改善に活かしています。
- ・成果創出においては、パートナー企業と得られた知見や業務効率化の手法を共有し、次の導入企業や産業への展開を共に推進するなど、単なる請負ではない“共創型の協力体制”を重視しています。
- ・自社の開発方針・導入支援においては、手形の利用は行っておらず、現金または電子記録債権による透明な決済を基本としています。
- ・今後も、ローカル生成 AI の普及と共に、中小企業や公共機関との協業を通じて、社会課題の解決・地域の技術基盤強化にも貢献していきます。

2025 年 4 月 22 日

vizo 株式会社

企 業 名

代表取締役 ホー・フィ・クーン

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。